別表１

補助対象事業 １　事業区分		２　補助対象経費	３　留意事項
地域の体制づくり支援事業	(8) 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援	訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を行うため、訪問機能の導入に必要となる備品の購入に要する経費。加えて、訪問機能の導入後、経営安定化を図るために要する経費。 【対象事業所の要件】 訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域で訪問機能を導入する通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所 【対象経費の例】 ○訪問機能の導入に係る経費 ・電動自転車、原動機付き自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用 ・事業所のホームページの改修や、地域住民等への広告に係る費用 ・新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用や、初任者研修の受講に係る費用 ○訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費 ・訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間、訪問１回につき定額の補助を行うための費用	・補助金の申請にあたっては、訪問機能を導入することについて、あらかじめ、法人内で合意形成を図っておくこと。 ・訪問機能の追加とは、既存の通所介護事業所等が訪問介護事業所の指定をうけて訪問介護サービスを提供することをいう。 ・訪問機能の導入に係る経費として、新しく雇用した訪問介護員等への人件費は補助対象とならない。 ・自動車の購入費用は補助対象とならない。 ・ホームページの改修は、パソコンの購入費用や修理費用等のランニングコストは補助対象とならない。 ・訪問機能の導入後、経営安定化を図るために要する経費について、支援の対象期間は、訪問介護事業所としての指定を受けた日を起算日とし、訪問回数が 300 回/月に達するまでの間（導入後６ヵ月間を上限）とする。 ・訪問回数の判定にあたって、300 回に達した判定期間の訪問は補助対象とならない。また、訪問回数が 300 回に達した判定期間の後、次の判定期間に 300 回以下となった場合の訪問も補助対象とならない。
	(9) 訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置推進	訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域で、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置に要する経費。加えて、サテライト（出張所）の設置後、経営安定化を図るために要する経費。 【対象事業所の要件】	・自動車の購入費用は補助対象とならない。 ・サテライト（出張所）の設置後、経営安定化を図るために要する経費について、サテライトの賃借料やサテライト事業所の改修費は補助対象となる。 ・経営安定化の支援に係る経費について、支援の対象期間

		訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域でサテライト（出張所）を設置する訪問介護事業所 【対象経費の例】 〇サテライトの設置に係る経費 ・備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用 ・訪問用自転車や原動機付き自転車など移動手段の確保に係る費用 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借に係る一時金（敷金、礼金等） 〇サテライト設置後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借料 ・職員がサテライトに勤務するための交通費（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料等に係る費用	は、サテライト設置後の６ヶ月間を上限とする。